

令和4年2月28日

主文

後記「事実」欄第2の2(6)記載の原処分を取り消す。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、後記第2の2(6)記載の原処分を取り消し、後記第2の2(3)記載の本件期間について、厚生年金保険法（以下「厚年法」という。）及び健康保険法（以下「健保法」という。）上の被保険者の資格（以下「被保険者資格」という。）を有していたことの確認を求めるとのことである。

第2 事案の概要

1 事案の概要

本件は、請求人が、後記2(1)記載の本件事業所における被保険者資格を有していたとして、後記2(3)記載の本件確認請求をしたことに対し、被保険者資格の確認に関する厚生労働大臣の権限に係る事務をそれぞれ委任されている日本年金機構（以下「機構」という。）が、同請求に係る事実はないとしてこれを却下する旨の処分（以下「原処分」という。）をしたところ、請求人が、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたという事案である。

2 本件再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

(1) 利害関係人は平成○年○月○日に設立登記された会社であり、平成○年○月○日（受付）、機構に対し、○○市○○区○○○丁目○番○号所在の事業所（以下「本件事業所」という。）の事業主として、厚年法及び健保法上の適用年月日を同年○月○日とする健康保険・厚生年金保険新規適用届を提出す

るとともに、請求人についても、資格取得日を同日とする、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届（以下「資格取得届」という。）を提出した。

(2) 機構は、本件事業所における請求人に係る被保険者資格の資格取得年月日を平成○年○月○日であると確認した。

(3) 請求人は、平成○年○月○日（受付）、機構に対し、本件事業所に使用される者であったとして、平成○年○月○日から平成○年○月○日までの期間（以下「本件期間」という。）について、本件事業所において被保険者資格を有していたことを確認する旨の厚年法第31条及び健保法第51条の規定に基づく確認請求（以下「本件確認請求」という。）をした。

(4) 機構は、利害関係人に対し、平成○年○月○日付けで、「厚生年金保険・健康保険被保険者資格の調査について」と題する書面を送付したが、利害関係人からの連絡や来所はなかった。

(5) その後、利害関係人は、令和○年○月○日（受付）で、機構に対し、請求人について、下請けの職員を誤って本件事業所の職員として届出していたとして、請求人に係る、平成○年○月○日に厚年等被保険者資格を取得した資格取得届の取消届（以下「資格取得取消届」という。）を提出した。

(6) 機構は、令和○年○月○日付けで、請求人の被保険者資格を取り消すとともに、同月○日付けで、本件期間について、却下理由を「平成○年○月○日付をもって確認請求のありました厚生年金保険及び健康保険被保険者資格に関する下記の事項については、その請求に係る事実がないものと認めましたので厚生年金法第31条第2項並びに健康保険法第51条第2項の規定によりこれを却下する旨通知します。」とし、本件確認請求に係る事実がないものと認めたとして、本件確認請求を却下する旨の処分（原処分）をした。

- (7) 請求人は、原処分を不服とし、審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨 (略)

理由

第1 問題点

- 1 厚生年金保険の適用事業所に使用される70歳未満の者及び健康保険の適用事業所に使用される者は、適用除外される者を除き、その使用されるに至った日に被保険者資格を取得し、当該事業所に使用されなくなった日の翌日に被保険者資格を喪失することとなるが、この被保険者資格の取得及び喪失は、適用事業所の事業主の届出若しくは被保険者等の請求により、又は職権で、厚生労働大臣がこれを確認することによって、その効力を生ずることとされている(厚年法第6条、第9条、第12条、第13条、第14条、第18条、第27条及び第31条並びに健保法第3条第1項及び第3項、第35条、第36条、第39条、第48条及び第51条)。そして、この確認等に関する厚生労働大臣の権限に係る事務は、機構に委任されている(厚年法第100条の4第1項第3号、第7号及び第9号並びに健保法第204条第1項第4号、第7号及び第10号)。
- 2 本件において、請求人は、機構がした前記「事実」欄第2の2(6)記載の理由による原処分を不服とし、本件期間について本件事業所において被保険者資格を有していたことの確認を求めているのであるから、本件の問題点は、前記1の關係法令の規定に照らして、原処分が適法かつ妥当であると認められるかどうかである。

第2 事実の認定及び判断

- 1 「略」
- 2 以上の認定事実に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。
 - (1) 厚年法第9条には「適用事業所に使用される70歳未満の者は、厚生年金

保険の被保険者とする。」と規定され、また、健保法第3条第1項には「この法律において「被保険者」とは、適用事業所に使用される者・・・をいう。」と規定されている。

そして、「使用される者」とは、事実上の使用関係があることをいい、事業主との間の法律上の雇用関係の存否は、使用関係を認定する際の参考となるにすぎないとされ、事実上の使用関係があるか否かの判断は、労務の提供の有無、報酬の支払関係、人事労務管理の有無等によって、具体的・実態的に判断されることとなり、この事実上の使用関係が認められない場合には、厚年等被保険者資格を有しているとはいえないとされている。また、事実上の使用関係がある者とは、適用事業所と常用的使用関係にある者をいい、常用的使用関係にあるか否かは、その者の労働日数、労働時間、就労形態、職務内容等をも総合的に勘案して認定すべきであるとされている。

- (2) 当審査会としても、上記(1)の取扱いを相当としてきているところであるので、本件をこれに照らして検討する。

本件記録によると、機構は、請求人からの本件確認請求を受理後、本件事業所宛てに事業所調査通知を发出したが、事業主からの連絡や来所はなく、また、本件事業所は事業実態の有無も疑われていたことから疑全喪調査対象として調査を行っていたところ、本件事業所の事業主である利害関係人が、請求人に係る資格取得取消届を窓口へ持参し、当該届書の添付書類として、a社に在職していた旨の在職証明書及び下請け業者の職員を誤って届出していた旨の申立書の提出があり、機構年金事務所の窓口職員は、事業主に対し、本件事業所から請求人に対しての給与の支払いはなかった旨を聴取し当該届書を受理し、保険者は、本件事業所と請求人との間には事実上の使用関係はなく、被保険者資格を有していないと

して、資格記録を取り消したことが認められる。

これに対し、請求人は、本件事業所に、実際に勤務していた時期は、平成〇年であり、平成〇年〇月〇日から社会保険に加入することになり、最初の時期は〇〇市内の現場で解体工事全般の仕事をし、後半の時期は〇〇市の現場で仕事をしたこと、a社の従業員として、〇〇で震災関連の工事に携わっていたが、給料の未払があり、平成〇年の〇〇震災が発生した頃に、a社の関係者から本件事業所を紹介され、〇〇の震災現場の解体工事の仕事をすることになったこと、本件事業所とa社の両社に同時期に勤務したことはないなどと主張している。

そこで検討すると、前記の資料によれば、請求人が、本件期間中、〇〇市内等で解体工事等の作業に従事し、給料を手渡しで交付されていたことが認められるところ、請求人の雇用主が利害関係人であるのか、a社であるのかを直接証明する雇用契約書、給与明細書等は存在しない。この点について、利害関係人は、請求人が本件期間の頃にa社に在職していたとするa社作成の在職証明書を提出しているが、a社において請求人を自社の事業所の被保険者として届け出ていることを認めるに足りる資料はないのであるから、この在職証明書は、裏付けを欠き信用することができない。そして、利害関係人は、請求人を本件事業所において使用するものとして、平成〇年〇月〇日に請求人に係る健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届を提出し、請求人に対し全国健康保険協会発行の健康保険被保険者証を交付し、利害関係人作成の作業員名簿に請求人の氏名を登録していたのであるから、これらの事実を照らせば、請求人の雇用主は利害関係人というべきである。

- (3) 以上によれば、請求人は、本件期間中、本件事業所に「使用される者」で

あったと認められるから、これと異なる原処分は失当であり、取消しを免れない。

よって、主文のとおり裁決する。